



# 『活きている ことわざ』

船橋市議会議員（無所属・5期）

神田 廣栄（かんだ ひろえい）市議会報告

【事務所】

船橋市前原西8-24-8

☎047-490-3333

Fax 465-7117

【所属】市民民主連合・文教委員会 Eメール [hiroei@muc.biglobe.ne.jp](mailto:hiroei@muc.biglobe.ne.jp)  
 【役職】予算決算委員会委員長 ホームページ <http://www.hiroei.jp>

## 後顧（こうこ）の憂い

◇後に残る心配や気掛かりのこと。

《参考》「後顧」は後を振り返って見るという意味。

《出典》『魏書・李冲伝』「我をして出境(しゅっきょう)するに後顧の憂い無からしむ」

第3回定例会（9月議会）の一般質問の残りの分をご報告いたします。

### ①《東部公民館の大規模改修工事について》

東部公民館は基幹公民館です。基幹公民館には、中央公民館、西部公民館、北部公民館があり、他の公民館を取りまとめます。東部公民館のグループには、三田、習志野台、飯山満、薬円台の各公民館があります。



東部公民館は、昭和52年2月28日に建設され、築45年経過の鉄筋コンクリート造で地下1階～地上4階建です。木造ならとっくに取り壊されていてもおかしくはありません。

東部公民館の建て替え若しくは移設の話は以前から出ていました。その際に、やはり古くなった二宮出張所も解体し、薬円台にある消防署の器庫を併設し地域の安全に寄与するということでした。

その後、移設するにも好立地の場所がなく、建て替えるには、公民館機能をどこかに移動しなければなりません。これも適当な物件がありません。そんなこんなで数年経過してしまいました。

そこで今度でできたのが「大規模改修工事」です。私は「大規模改修」というから躯体（柱など建物の骨格部分）も手を入れるものと思っていました。今年の4月頃から地元との意見交換会を開催し、6月には設計業務を委託し、10月頃には大規模改修工事の予算要求をし、来年の第1回定例会（3月議会）に予算案を出すことになっているそうです。そして令和5年度に工事を着手して完了は令和6年度ということでした。



改修工事の中身は、壁・床の改装、給排水の改修、外壁の塗り替えによるひび割れ補修等です。これで20年持たせるそうです。

建物を診断する基準のひとつに、構造耐震指標のI s値というものがあります。

《参考》「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成18年度国土交通省告示第184号）震度6～7の規模の地震に対する評価

I s 値が0.6以上	倒壊または崩壊する危険性が低い
I s 値が0.3以上0.6未満	倒壊または崩壊する危険性がある
I s 値が0.3未満	倒壊または崩壊する危険性が高い

ちなみに、東部公民館のI s値は0.61だそうです。

納得ができない私は次の質問をしました。

ほんとに大丈夫かねえ

I s 値がたった0.02の差しかないのに、築45年も経った東部公民館の補強工事もしないで、室内をリフォームするだけだ。躯体、骨組みを補強したり、見栄えは良くないが外壁に筋交いをしないで20年も持たせるといのは納得がいかない。



震度6や7の大地震が、公民館に誰も居ない真夜中に襲ってくるという保証はない。市民が大勢来館している日中に襲ってきたら、多くの死傷者が出る可能性がある。その時は誰が責任をとるのか考えていた方が良い。そういえば神田という議員が心配して指摘していたな、なんてことが起きないことを祈る。

まだ間に合う。躯体や外壁を補強することを求める。

生涯学習部長は、次のような答弁でした。

東部公民館の構造耐震指標いわゆるI s 値については、0.61と診断されており、耐震改修促進法に基づき、倒壊または崩壊する危険性が低いという耐震性ありとされるI s 値0.6以上であることから、東部公民館の建物は、耐震性を有するものと認識しています。

今回の改修後も、船橋市公共建築物保全計画に基づき、外壁や屋上防水など等の更新工事を適切に行うことで、今後、使用を予定している期間は、安全にお使いいただけるものと考えています。また、I s 値が0.6以上であることから、いわゆる筋交いなどの耐震補強工事は予定していません。

◎との答弁でしたが、本当に大丈夫なのでしょうか。今度は改めて建築部に問うことにしました。

## ②交通事故の事後対策について

去る7月に、私の家の近くの飯山満町2丁目で大型ワゴン車の単独事故がありました。



ガードレールを数メートルに渡りなぎ倒した事故でした。ここは地元の人達の生活道路で車も歩行者も多い場所です。直ちに道路部に安全対策を依頼し同日にコーンやテープで応急工事をしてもらいましたが、1ヶ月経っても同じままで危険な状況でした。

何故そのままなのか道路部に確認したら、事故を起こした人の損害保険会社が補修業者に見積もりをとり工事発注するので時間を要するという事でした。

そこで次の質問・提案をしました。

道路部には他所で撤去、保管しているガードレール等の資材がある。それを使って仮の修繕をして、その費用をその損保会社に請求するというシステムを作ってはどうか。

道路部長の答弁は、

今後、このように復旧までの期間が長引くようであれば、原因者と協議し、道路法第58条に基づき、議員からお話がありました市が保管している資材を利用するなどして復旧を行い、原因者に負担金を請求する等、対応してまいります。

◎事故現場の早い復旧につながると思いますので、皆様もこのような事故現場に遭遇し困っておられたら、私または市道路部に連絡してください。